

令和8年3月24日  
法務省人権擁護局

令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

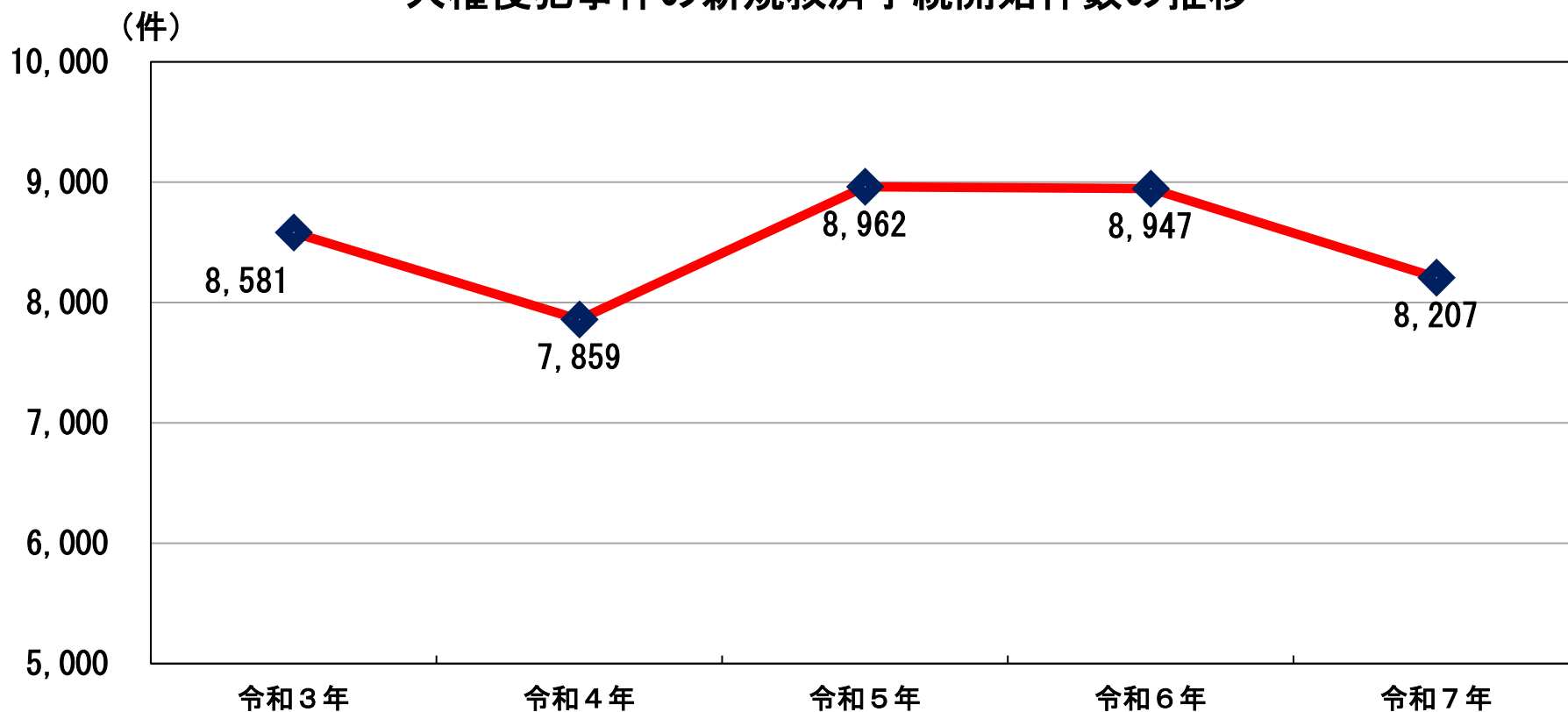
令和7年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

#### 【令和7年の主な特徴】

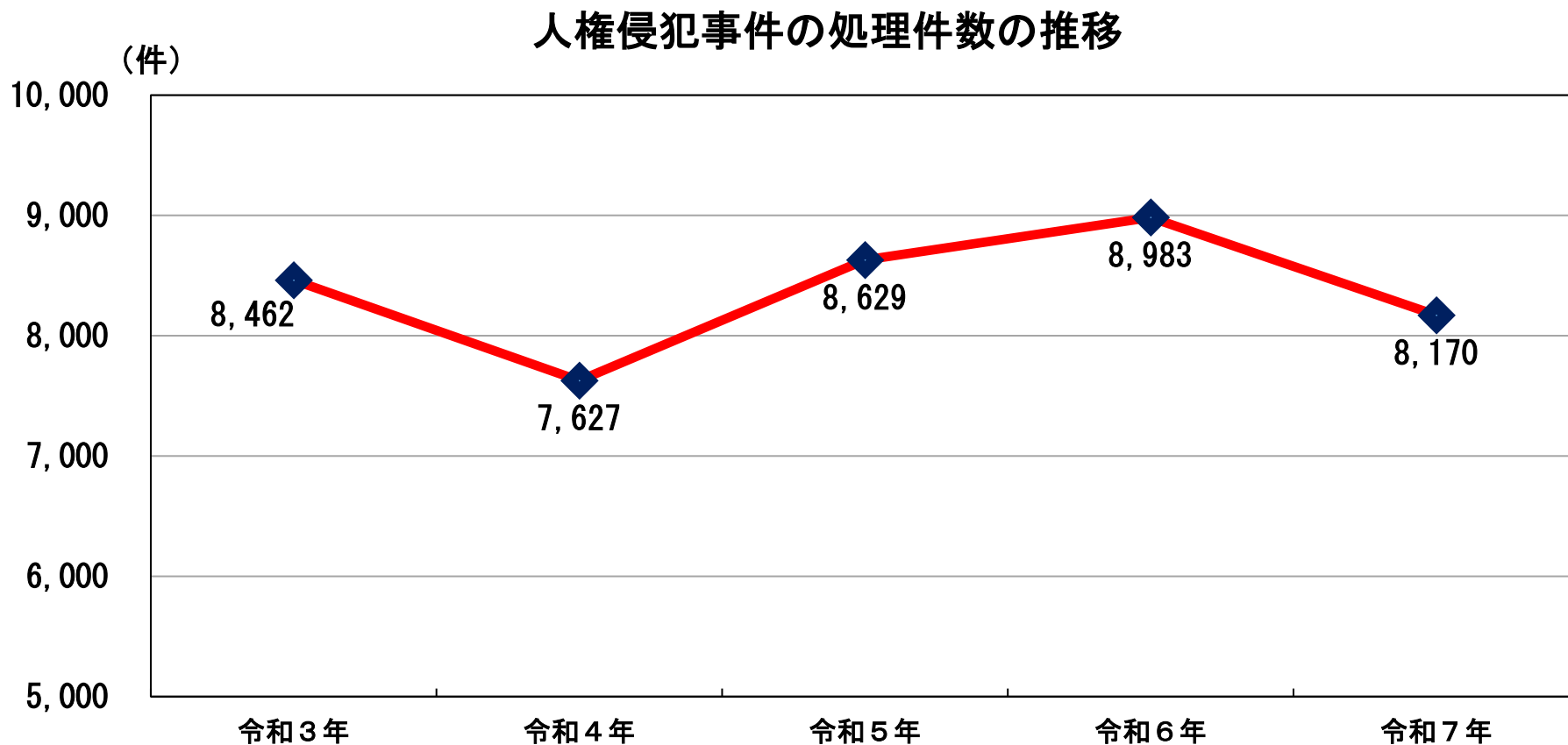
- ① 令和7年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,207件、処理した人権侵犯事件の数は、8,170件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,422件であり、全体に占める割合は、17.3%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,569件であり、高水準で推移している。

1 人権侵犯事件数の動向  
(1) 新規救済手続開始件数

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向  
(2) 処理件数



## 1 人権侵犯事件数の動向

### (3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、前年と同水準であった。

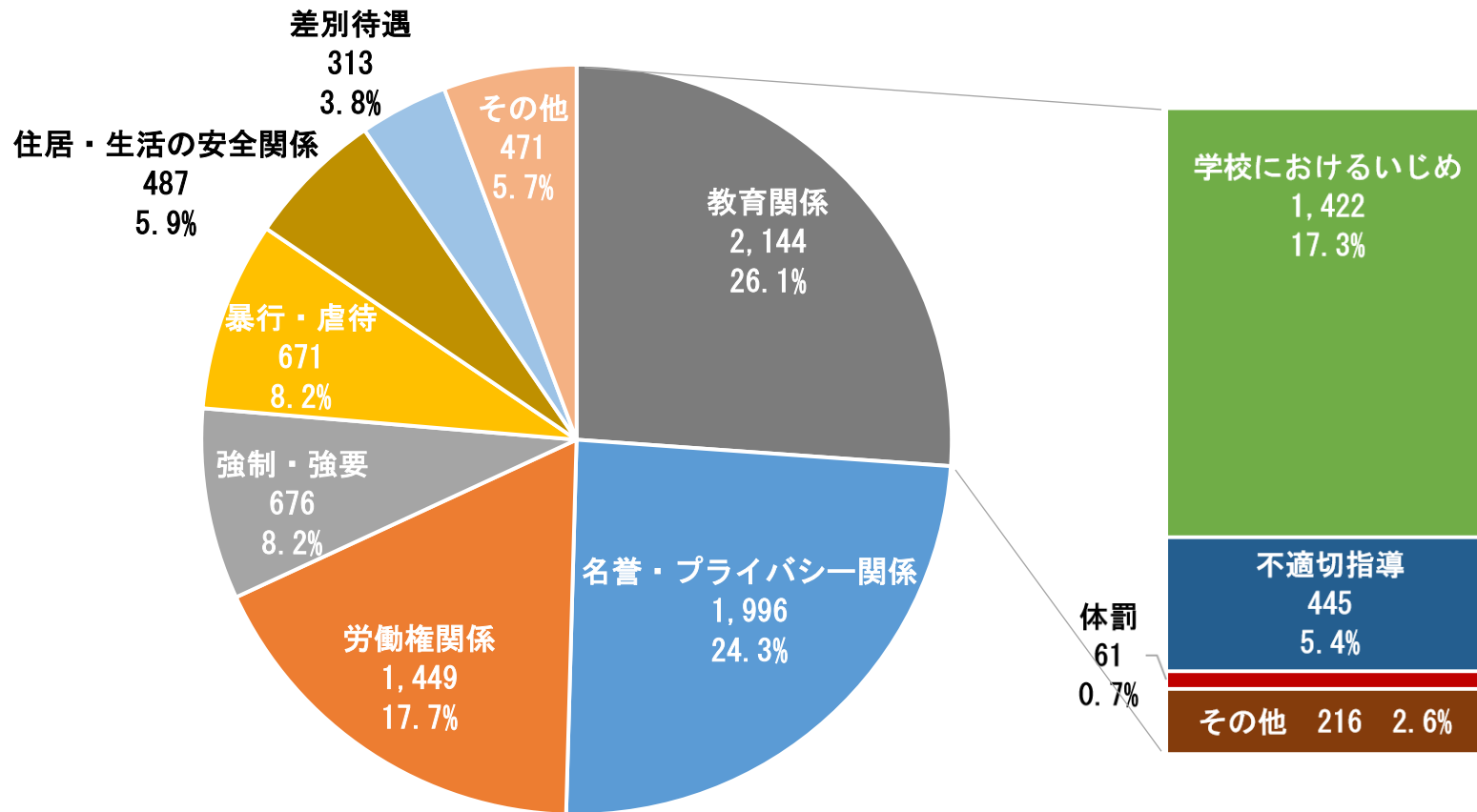
人権侵犯事件の種類別件数は、「教育関係」が最も多く、「名誉・プライバシー関係」、パワーハラスメントなどの「労働権関係」が次いで多かった。

「教育関係」の中では、「学校におけるいじめ」が多数を占めた。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が依然として高水準である。

## 2 人権侵犯事件の種類別構成比（新規救済手続開始件数）

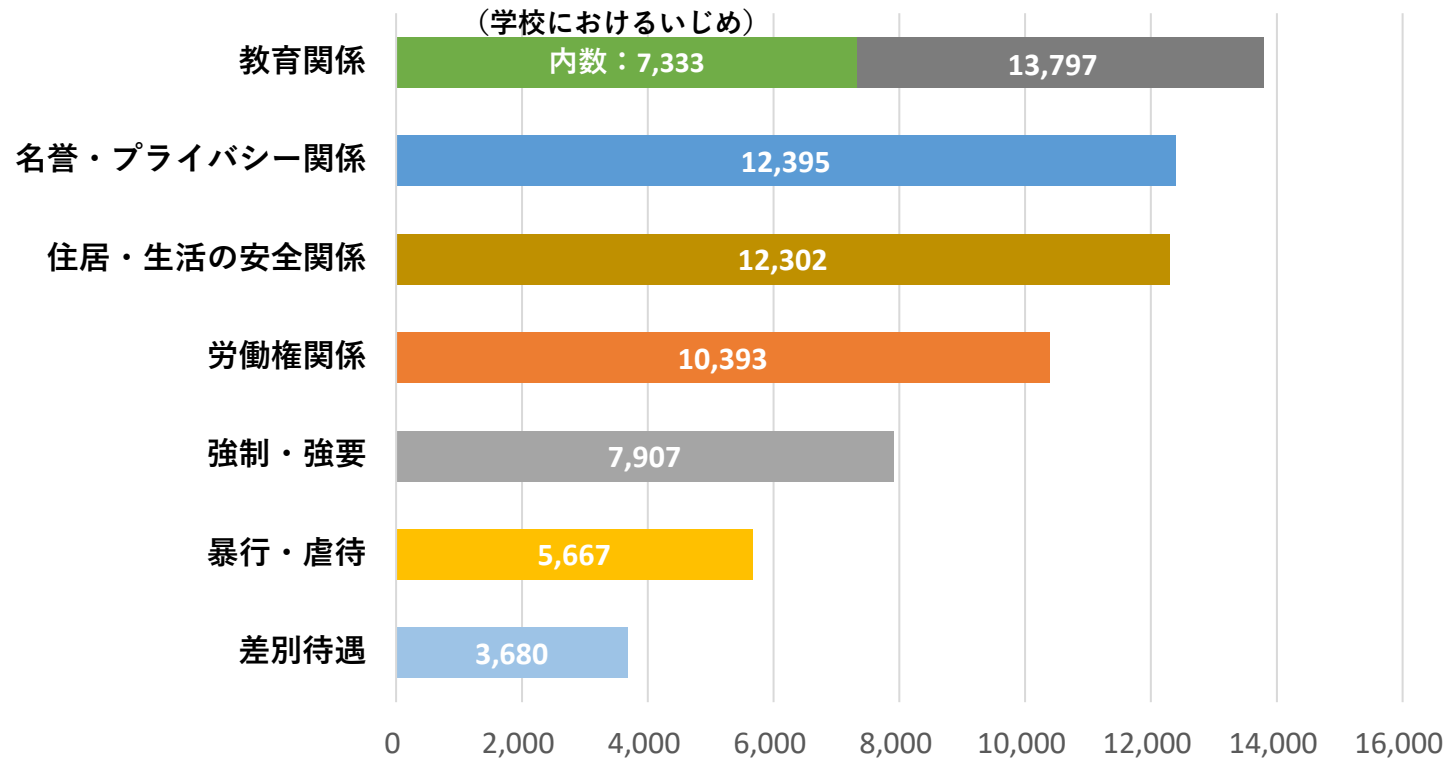
令和7年（8,207件）



※令和7年に統計項目の改訂を実施したため、前年とは項目は一致しません。

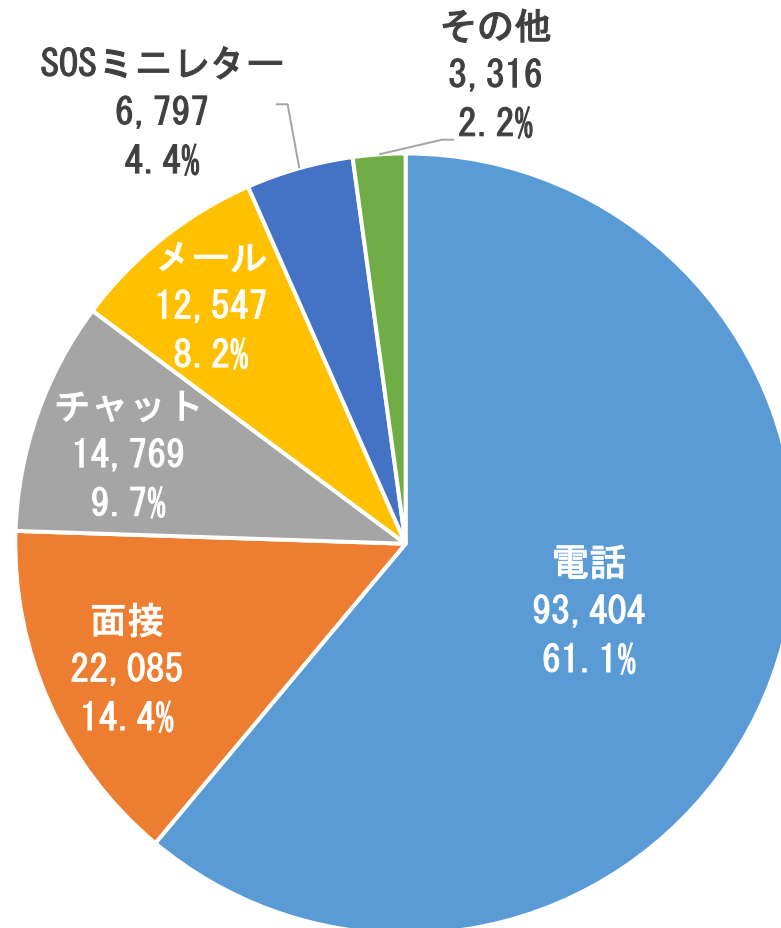
# (参考1) 人権相談件数及び主な類型

令和7年の人権相談件数 152,918件



## (参考2) ツール別人権相談件数

相談ツールとしては、引き続き6割以上を電話が占めているが、面接に次いでチャットによる相談が多くなっている。



※「チャット」には、法務局LINEじんけん相談による相談を含む。

### 3 添付資料

資料 1 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯  
事件について

資料 2 令和 7 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講  
じた具体的事例

資料 3 「人権侵犯事件」統計資料（令和 7 年）

## 資料 1

インターネット上の人権侵害情報  
に関する人権侵犯事件について

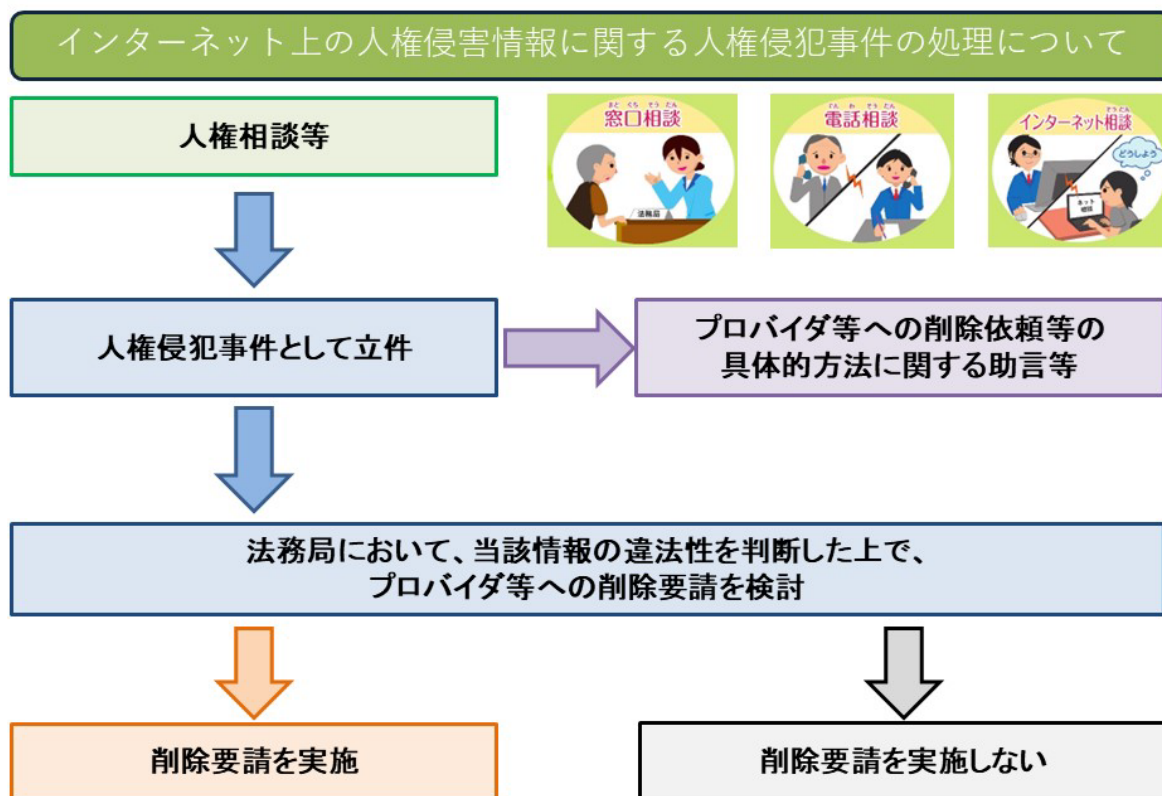
# インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

## 1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関（以下単に「人権擁護機関」という。）では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



※ 人権侵犯事件の処理については、記載の要請等のほか、打切り（調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる）等により終了する場合がある。

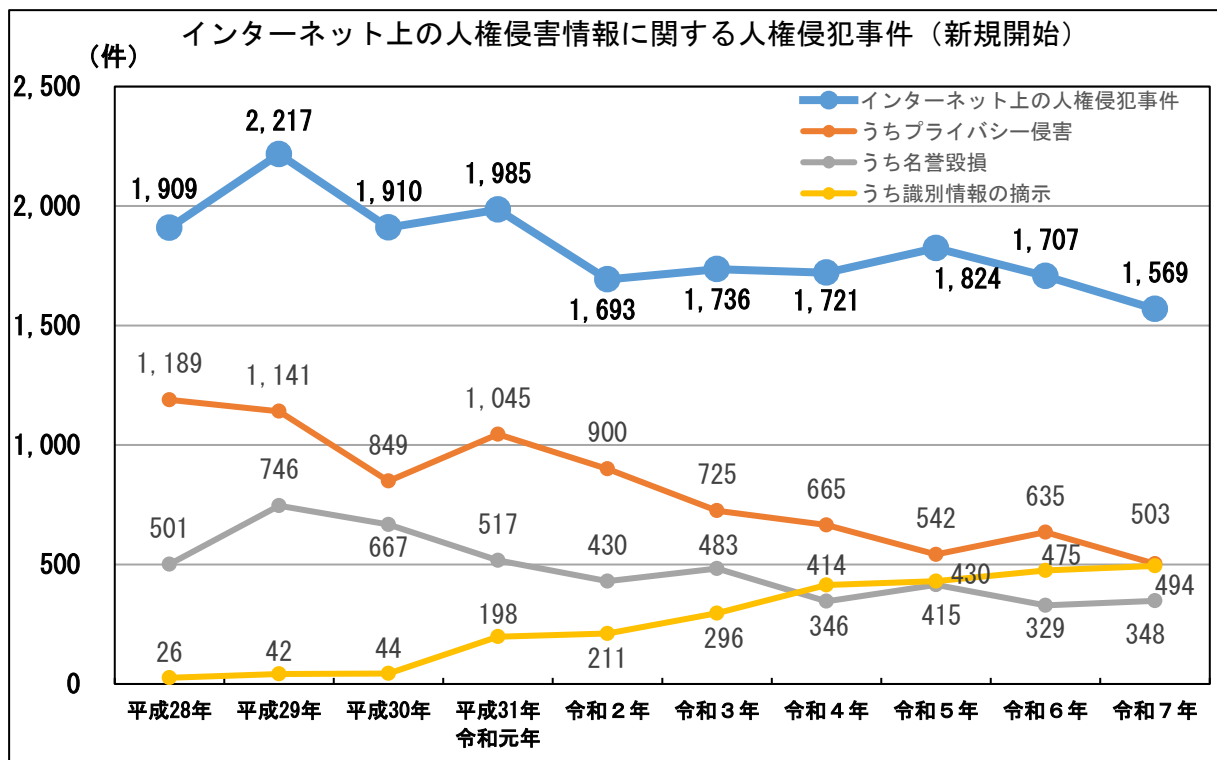
## 2 令和7年における人権侵犯事件の動向について

### (1) 新規救済手続開始件数

令和7年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,569件で、前年から138件減少した。

このうち、プライバシー侵害事案が503件、識別情報の摘示事案が494件、名誉毀損事案が348件となっており、これらの事案で全体の85%を占めている。

なお、人権侵犯事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の書き込み数ではない（例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上している。）。

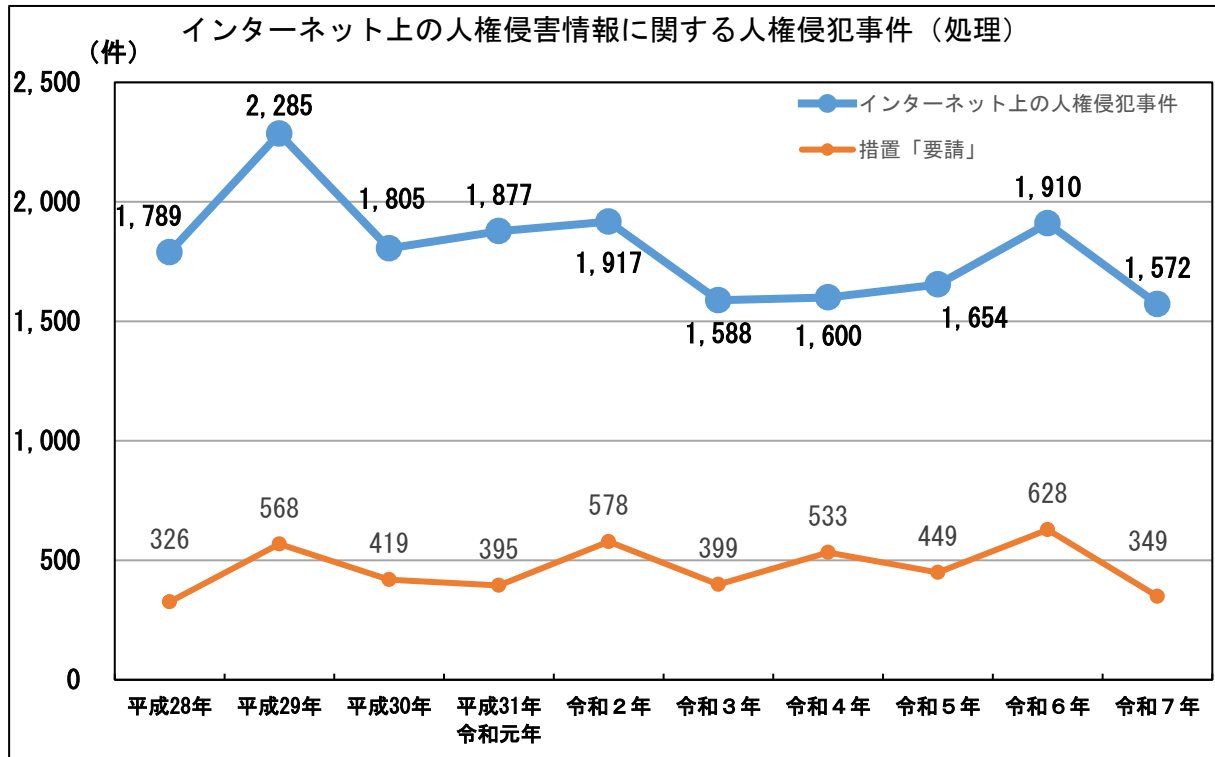


### (2) 処理件数

令和7年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,572件となり、前年から338件減少した。

当該事件の処理のうち、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報の削除を依頼する方法を教示するなどの「援助」は約4割を占めており、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵

害情報の削除を求める「要請」を行った件数は 349 件で、約 2 割となっている。



(3) 令和7年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

① インターネット上のプライバシー侵害

ヤミ金融業者を利用した者の個人情報が無断で公開するサイトに、相談者及びその子の電話番号、住所、メールアドレス等の個人情報が無断で掲載された上、当該子について「寸借詐欺師」などと書き込まれているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者及びその子のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

② インターネット上の名誉感情侵害

相談者がサービス業に従事している様子を無断で撮影された上、SNS上に相談者を侮辱する文言とともに当該映像を無断で掲載された

として、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

③ インターネット上の肖像権侵害

相談者が窓口業務に従事する様子を無断で撮影された上、インターネット上の地図サービスにおいて、相談者が勤務する店舗の評価欄に接客に対する不満とともに当該写真を無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の肖像権を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

④ インターネット上の私事性的画像記録及び肖像権等侵害

ファイル共有サービス上に、相談者とその元交際相手しか保有していない性的な画像等を含む私的な画像等が無断で投稿されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は本人が第三者に見られることを認識していない私事性的画像記録その他の私的な画像等を公開したものであり、相談者の肖像権やプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

⑤ インターネット上における同和地区の摘示

動画投稿サイトに、特定の地域を散策しながら当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は当該地域の居住者等のプライバシー又は私生活上の平穩を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

#### ⑥ インターネット上におけるヘイトスピーチ

電子掲示板に、日本国内に居住する外国人住民の集団を害虫と結び付ける等の投稿がされているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は当該外国人住民の集団を著しく侮蔑するものであり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿についての情報提供を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(「啓発(情報提供)」)

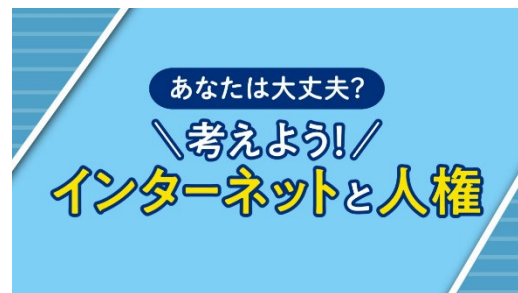
### 3 その他

インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話(みんなの人権110番：0570-003-110)、インターネット(インターネット人権相談受付窓口：<https://www.jinken.go.jp/>)、LINEなどでも相談に応じている。

また、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害の被害に遭われた方が自身で削除依頼等を行う方法をまとめた「インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き」(デジタルブック)を法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)で公開している。

さらに、インターネット上の人権侵害による被害を未然に防ぐため、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」「なくそう！インターネット上の人権侵害」、や啓発冊子「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権〈四訂版〉」等の啓発資料を法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)等で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

[www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro](http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro)

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士  
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 [www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くにアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 [www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請<sup>(※)</sup>を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



[www.internethotline.jp](http://www.internethotline.jp)

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

## 資料 2

令和 7 年中に法務省の人権擁護機関が  
救済措置を講じた具体的事例

## 【目次】

### こども関係

(いじめ)

事例1 小学校におけるいじめ…………… 1

(虐待)

事例2 乳児に対する虐待…………… 1

事例3 高校生に対する虐待…………… 1

(その他)

事例4 中学校における不適切な対応…………… 2

### 強制・強要関係

事例5 入院患者に対する手紙の発送拒否…………… 2

事例6 性自認に関するプライバシー侵害…………… 2

### 差別待遇関係

事例7 外国人に対する診療拒否…………… 3

事例8 外国人に対する入居拒否…………… 3

事例9 障害のある人に対する合理的配慮…………… 3

### その他

事例10 知人に対する不適切な発言…………… 4

### インターネット上の人権侵害情報関係

事例11 インターネット上のプライバシー侵害…………… 4

事例12 インターネット上の名誉感情侵害…………… 4

事例13 インターネット上の肖像権侵害…………… 5

事例14 インターネット上における私事性的画像記録及び肖像権等侵害…………… 5

事例15 インターネット上における同和地区の摘示…………… 5

事例16 インターネット上におけるヘイトスピーチ…………… 6

## 【こども関係】

(いじめ)

### 事例1 小学校におけるいじめ

小学校の児童から、複数の同級生に、「死ね。」などと暴言を言われたり、殴る、蹴るといった暴力を受けたりしているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

保護者からは、学校がいじめへの対応を十分に行っていないとの指摘があり、法務局が調査した結果、学校から、加害児童を含めて児童全員に対して継続して指導を行うことに加え、法務局による「人権教室」の実施を希望する旨の意向が示された。

そこで、法務局の仲介により、学校と保護者の意見交換の場を設け、学校が行ういじめ防止に向けた取組を伝えるとともに、「人権教室」の実施について説明した結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

(虐待)

### 事例2 乳児に対する虐待

乳児が、親に熱湯をかけられてやけどしたり、たたかれたりしているなどの虐待を受けているとして、当該乳児の親族から、「こどもの人権110番」による相談があった事案である。

法務局は、当該親族に対して児童相談所への通告及び警察への通報を促すとともに、法務局からも速やかに児童相談所への通告を行い、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所において当該乳児が入院している病院と連携し、警察への通報や退院後の対応の調整等を行うこととなり、当該乳児の安全確保が図られた。

(措置：「援助」)

### 事例3 高校生に対する虐待

高校生の生徒から、両親に、暴言を吐かれる、物を投げられるといった虐待を受け、怪我をしているとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに学校に事実関係を確認した上で、児童相談所に虐待事案として通告を行い、関係機関相互の連携を図った。

その結果、児童相談所が本件学校において当該生徒と面談を行うこととなり、また、要保護児童対策地域協議会で扱う事案として関係機関による継続的な見守り体制が構築された。

(措置：「援助」)

(その他)

#### 事例4 中学校における不適切な対応

中学校の生徒の保護者から、当該生徒が、学校に通えない状況であり、登校できる環境を整えるよう学校に協力を求めているにもかかわらず、長期にわたって適切な対策が講じられていないとして、「こどもの人権110番」による相談があった事案である。

法務局において、保護者と対話を重ね、学校への要望事項を整理した上で学校に伝えたところ、学校からは当該要望に対応していく旨の意向が示され、保護者も学校の前向きな対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

#### 【強制・強要関係】

#### 事例5 入院患者に対する手紙の発送拒否

精神科病院に入院中の患者から、同病院の看護師に、手紙の発送を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該看護師は、相談者の親から手紙の発送を制限するよう依頼を受け、発送を拒否したことが認められた。

そこで、法務局は、相談者の親に対し、手紙の発送を制限するような依頼を控えるよう働きかけたところ、相談者の親は、今後はこのような依頼をしないことを約束した。その上で、当該看護師に対し、相談者の手紙の発送を拒否することは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第2項に抵触するおそれがある旨を説明するとともに、相談者の親も今後は手紙の発送制限の依頼を行わない旨述べていることを伝えたところ、当該看護師は、今後は手紙の発送制限は行わないことを約束した。

(措置：「調整」)

#### 事例6 性自認に関するプライバシー侵害

賃貸物件を探す際に不動産業者とやりとりをしていたところ、自ら話していない性自認に関する情報が当該不動産業者に伝わっていたとして、性的マイノリティの方から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相談者に係る行政手続を担当していた職員が、本人の同意を得ることなく、職務上知り得た相談者の性自認に関する情報を不動産業者に伝達していたことが認められた。

法務局は、当該職員に対し、本人の同意なく、他人の性自認に関する情報を第三者に暴露する行為（アウトティング）は、相談者の人格権ないしプライバシー権を著しく侵害するものであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を強く認識するとともに、基本的人権尊重の理念

について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。また、法務局は、当該職員の職場の責任者に対し、プライバシーの保護について職員の理解を深め、その監督、指導を徹底させるなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置：「説示」及び「要請」)

#### 【差別待遇関係】

##### 事例7 外国人に対する診療拒否

外国人の方から、医療機関を受診するために予約の電話をかけたところ、国籍を確認された上、外国人であることを理由に診療を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該医療機関では、過去に受診した外国人による問題行動を理由に、外国人患者について一律に診療を拒否していることが認められた。

法務局は、当該医療機関に対し、外国人患者の個別の事情を考慮することなく、患者が外国人であることを理由に一律に診療を拒否した行為は、医師法第19条第1項に反するものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識して自戒するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

##### 事例8 外国人に対する入居拒否

外国人の方から、不動産会社を通じて賃貸借契約の申込みをしたところ、物件の所有会社に、外国人であることを理由に入居を断られたとして、インターネットメールによる相談があった事案である。

法務局は、当該所有会社に対し、専ら外国国籍であることを理由に、賃貸借契約の締結を拒否した行為は、外国人であることを理由とする差別的取扱いであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識して自戒するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

##### 事例9 障害のある人に対する合理的配慮

障害のある人から、自己の病気を理由に、本来の施設利用時間の前でも施設内のトイレの使用を認めてほしい旨を施設管理者に要望したところ、過重な負担がないにもかかわらずこれを拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、施設側としてはトイレの使用を制限するまでの意図はなく、トイレの使用に支障がないよう配慮する意向があることが認められた。

そこで、法務局から、相談者に対し、施設側の説明内容を伝えた上で、話し合いの場を設けることも提案したところ、相談者は、説明内容に理解を示し、今後施設を使用する際には施設と相談したいと述べ、法務局の関与により、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

## 【その他】

### 事例 10 知人に対する不適切な発言

団体の役員を務めている方から、同じ団体の顧問が、役員会議において、相談者に対して「病んどる」などと発言し、精神的苦痛を被ったとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該顧問から相談者に対して、「病んどる」と発言しており、その発言は、議論やコミュニケーションの範囲を逸脱するものであったと認められた。

法務局は、当該顧問に対し、「病んどる」との発言は相談者の人権を侵害したものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識するとともに、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

## 【インターネット上の人権侵害情報関係】

### 事例 11 インターネット上のプライバシー侵害

ヤミ金融業者を利用した者の個人情報が無断で公開するサイトに、相談者及びその子の電話番号、住所、メールアドレス等の個人情報が無断で掲載された上、当該子について「寸借詐欺師」などと書き込まれているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者及びその子のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

### 事例 12 インターネット上の名誉感情侵害

相談者がサービス業に従事している様子を無断で撮影された上、SNS上に相談者を侮辱する文言とともに当該映像が無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

#### 事例 13 インターネット上の肖像権侵害

相談者が窓口業務に従事する様子を無断で撮影された上、インターネット上の地図サービスにおいて、相談者が勤務する店舗の評価欄に接客に対する不満とともに当該写真を無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の肖像権を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

#### 事例 14 インターネット上の私事性的画像記録及び肖像権等侵害

ファイル共有サービス上に、相談者とその元交際相手しか保有していない性的な画像等を含む私的な画像等が無断で投稿されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は本人が第三者に見られることを認識していない私事性的画像記録その他の私的な画像等を公開したものであり、相談者の肖像権やプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

#### 事例 15 インターネット上における同和地区の摘示

動画投稿サイトに、特定の地域を散策しながら当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は当該地域の居住者等のプライバシー又は私生活上の平穏を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

#### 事例 16 インターネット上におけるヘイトスピーチ

電子掲示板に、日本国内に居住する外国人住民の集団を害虫と結び付ける等の投稿がされているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は当該外国人住民の集団を著しく侮蔑するものであり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿についての情報提供を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(「啓発 (情報提供)」)

資料 3  
「人権侵犯事件」統計資料  
令和 7 年

